

平成 29 年度 第 1 回 珠洲市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所		平成 29 年 6 月 2 日（金）午後 1 時～2 時 30 分 庁舎 4 階会議室	
出席委員		上野 良夫 （監査委員） 出席 委員長 乙谷 衛一 （公平委員） 出席 田畠 邦章 （監査委員） 出席 （敬称略 五十音順）	
次第		1 開 会 2 挨 拶 3 珠洲市入札監視委員会委員長職務代理者の選任について 4 議 事 （1）珠洲市入札契約制度について （2）審議対象工事の抽出結果の報告 （3）審議対象工事の審議 （4）その他 5 閉 会	
審議対象期間		平成 28 年 10 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日	
抽出件数		5 件	
建設 工事等	一般競争入札	1 件	・鉢ヶ崎テニスコート照明器具改修工事
	指名競争入札	3 件	・道の駅すず塩田村 釜屋茅葺屋根葺替工事 ・社会資本整備総合交付金事業 市道 141 号線 消雪施設整備工事（消雪管） ・社会資本整備総合交付金事業 市道 28 号線 消雪施設整備工事（消雪管）（その 2）
	随意契約	1 件	・珠洲市新図書館整備事業に伴う実施設計業務
委員からの質問及びそれに対する回答等		別紙 1 の通り	
委員会による意見の具申内容		具申なし	

別紙 1

質問・意見	回答
・珠洲市入札契約制度について ・ 質疑なし ・道の駅ず塩田村 釜屋茅葺屋根葺替工事【一般競争入札】 ・ 入札参加資格要件での市内参加可能業者は 4 者いるが、 2 者しか参加しなかった理由 は？ ・ 総合点数の基準となる期間は？ ・ 今回 A 等級の電気工事業者が対象となっ ているが、なぜ 6 0 0 点以上が A 等級業者とな っているのか？ ・ 電気工事は平均より落札率が高いようだが 理由は？ ・道の駅ず塩田村 釜屋茅葺屋根葺替工事【指名競争入札】 ・ B 等級業者が 2 者とも選定されている理由 は？	・ 明確なことは言えないが、技術者や仕事量 等の各社の状況によるものではないかと考 える。 ・ 国県が各業者の決算期に審査を行って おり、前年に審査されたものが対象となっ ている。 ・ 指名基準表により定められているものであ るが、この指名基準表は珠洲市請負等業者選 考委員会で各業者の状況を総合的に判断し て作成されたものである。 ・ 明確な理由はわからない。市としては適正 な業者数を確保したうえで競争入札を実施 しており、その結果がこうであるとしか言え ない。以前に建築一式工事で積算基準と市場 価格に乖離が見られ、落札率が高かったり、 参加者がいないということがあった。それと 同様なことが関係しているのかもしれない。 ・ A B 等級対象工事の場合、B 等級業者の指 名機会を確保するため、B 等級業者を優先的 に選定しているものである。

・社会資本整備総合交付金事業 市道 141 号線 消雪施設整備工事（消雪管） 【指名競争入札】 ・ 6 者が最低制限価格と同額でくじ引きとなっているが、最低制限価格の算出は容易なのか？こういったくじ引きのケースは多々あるのか？ ・社会資本整備総合交付金事業 市道 28 号線 消雪施設整備工事（消雪管）（その 2） 【指名競争入札】 ・ 前案件と同じ内容の様な工事であるが、工事によって工期に違いはあるのか？ ・ 今回、A 等級業者 10 者の内、選定されなかった業者が 4 者いるが、なぜこの 4 者が選定されなかったのか？ ・ 実際に入札には会社の代表者が来るのか？委任状が提出されるケースはどのくらいあるのか？ ・ 珠洲市新図書館整備事業に伴う実施設計業務【随意契約】 ・ 地方自治法施行令の「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当するということだが、こういったところが不利となるのか？	・ 最低制限価格の算出式は公表されており、算出するためのシステムもあると聞いている。積算基準単価は公開されているため、ある程度は算出が可能と考える。今回の様なケースは多々あるが、そうではなく最低制限価格未満で失格となるケースも多々ある。 ・ 基準があり、工事の規模によって工期を定めていると思われる。 ・ 指名業者については、地域性や年間を通じての指名回数等を考慮して選定しており、その結果として今回はこの 6 者を選定したものである。 ・ 個人事業主等は代表者の方が来られる場合があるが、委任状を提出して代表者以外の方が来られる場合が多い。 ・ 基本設計に引き続き履行されるものであり、基本設計業者が履行することが設計意図の伝達にかかる費用が節減される他、迅速で的確な業務履行が可能であり、市にとって有利であるというものである。
---	--

・基本設計からプロポーザル方式による随意契約ということだが、競争入札により少しでも安価に出来ないものか？ ・その他	・新図書館は事業規模が大きく、児童館・子育て支援センターを併設する施設であり、設計難易度が高く、資質の高い設計者を選定する必要があったため、単に価格競争のみで業者を選定するのではなく、プロポーザル方式による随意契約となったものである。 ・次回において、第6条の抽出委員は、上野委員に決定する。
---	--